

ふるさと納税制度を活用した ご寄付手続きのご案内

言論
NPO

ふるさと納税を活用した寄付の仕組み

寄付者の方

「ふるさと納税」
中央区寄附金
申込書を12/10までに言論NPOへ提出

金融機関窓口
または中央区役所で
寄附金を納付

※金融機関でのご納付は、
申し込みから約10日後に
中央区から届く「納付書」
を利用して、ご納付をお願い致します

確定申告をするとふるさと納税額が
来年の納税額から
全額税額控除されます

※手数料2,000円を除く、全額税額控除される額には上限があります。
※確定申告が必要のない方は、より手続きが簡単なワンストップ特例制度をご利用いただけます。

あなたの「ふるさと納税」額の70%が
言論NPOの2021年の活動を支える資金になります。

「ふるさと納税」の 控除限度額を調べる

ふるさと納税で、税額控除を受けられる上限額は、年収や家族構成によって異なります。まずは本紙裏面の早見表でご自身の控除上限額をご確認ください。

上限額の詳細なシミュレーションはこちら <https://www.furusato-tax.jp/about/simulation>

「ふるさと納税」を 申し込む

「中央区寄附金申込書」へ必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒にて12月10日までに、**言論NPO事務局へご返送**ください。

「申込書」のご提出は、郵送の他に、ファックス、メール（PDF添付）、で受け付けています。また、言論NPOのホームページ<https://www.genron-npo.net/furusato.html>からもお申し込みいただけます。ご提出いただいた申込書は、言論NPOが取りまとめて中央区へ提出します。

「ふるさと納税」を 納付する

お申し込みからおよそ10日後に、東京都中央区より「納付書」が送られてきます。
「納付書」のご案内に沿って、お近くの金融機関にて**12月30日までに納付**手続をお願いします。

「ふるさと納税」を 確定申告する

納付後、**中央区より「寄附金受領証明書」**が送られてきます。大切に保管して下さい。
※万一紛失した場合は、中央区より再発行を受けることができます。

2022年2月16日～3月15日までに管轄する税務署で**「寄附金受領証明書」を添付し確定申告**を行ってください。

※確定申告を行なう必要がない給与所得者の方で、「ふるさと納税」の寄附先が5自治体以内の方は、確定申告不要の「ワンストップ特例制度」をご利用いただけます。中央区ホームページから申込書をダウンロードして必要事項をご記入の上、2022年1月10日（必着）まで中央区役所宛にご郵送ください。詳しくは裏面をご覧ください。

還付・控除を うける

2022年度の住民税から税額控除（減額）されます。所得税で還付が発生した場合は、2021年度の所得税から還付が受けられます。

「ふるさと納税」寄附金の7割が、中央区から言論NPOへ交付され、私たちの議論や活動を支える基盤になります。

例えば、言論NPOへの寄付指定で中央区「ふるさと納税」として10万円を納付いただくと：

- 寄付者の実質負担額 = 2,000円
(所得税と個人住民税から、合わせて98,000円が税額還付・控除（減額）されます)
- 言論NPOへの寄附金 = 70,000円となります。

お問合せ・ご連絡先（担当：井上・宮浦）

言論NPO事務局 〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町3-7-6
LAUNCH日本橋人形町ビル5階
TEL: 03-3527-3972 FAX: 03-6810-8729
Email: info@genron-npo.net

言論
NPO

特定非営利活動法人
言論NPO

「ふるさと納税で」税額控除(減額)される上限額について

ふるさと納税を行う際の控除上限額は、年収や家族構成によって異なります。まずはご自身の控除上限額をご確認ください。 上限額の詳細なシミュレーションはこちら <https://www.furusato-tax.jp/about/simulation>

		寄付者の家族構成						
		独身 又は 共働き	夫婦	共働きで 子1人(高校生)	共働きで 子1人(大学生)	夫婦+子1人 (高校生)	共働きで子2人 (大学生と高校生)	夫婦+子2人 (大学生と高校生)
寄 付 者 本 人 の 給 与 収 入	500万円	60,000	47,000	47,000	42,000	38,000	33,000	24,000
	550万円	68,000	59,000	59,000	52,000	46,000	40,000	31,000
	600万円	76,000	67,000	67,000	60,000	57,000	51,000	39,000
	650万円	96,000	75,000	75,000	69,000	65,000	59,000	47,000
	700万円	107,000	84,000	84,000	78,000	74,000	68,000	59,000
	750万円	118,000	107,000	107,000	100,000	84,000	78,000	68,000
	800万円	129,000	118,000	118,000	110,000	107,000	100,000	77,000
	850万円	139,000	128,000	128,000	121,000	117,000	110,000	99,000
	900万円	150,000	139,000	139,000	132,000	128,000	121,000	110,000
	950万円	161,000	150,000	150,000	143,000	139,000	132,000	121,000
	1000万円	172,000	161,000	161,000	154,000	150,000	143,000	132,000
	1500万円	363,000	363,000	349,000	340,000	349,000	327,000	327,000
	2000万円	514,000	514,000	500,000	491,000	500,000	478,000	478,000
	2500万円	761,000	761,000	746,000	735,000	746,000	629,000	629,000
	3000万円	934,000	934,000	919,000	908,000	919,000	893,000	893,000
	3500万円	1,107,000	1,107,000	1,091,000	1,081,000	1,091,000	1,066,000	1,066,000
	4000万円	1,280,000	1,280,000	1,264,000	1,254,000	1,264,000	1,239,000	1,239,000
	4500万円	1,453,000	1,453,000	1,437,000	1,427,000	1,437,000	1,412,000	1,412,000
	5000万円	1,626,000	1,626,000	1,610,000	1,600,000	1,610,000	1,584,000	1,584,000
	6000万円	2,200,000	2,200,000	2,182,000	2,171,000	2,182,000	2,154,000	2,154,000
	7000万円	2,586,000	2,586,000	2,568,000	2,557,000	2,568,000	2,540,000	2,540,000
	8000万円	2,971,000	2,971,000	2,954,000	2,943,000	2,954,000	2,926,000	2,926,000
	9000万円	3,357,000	3,357,000	3,340,000	3,329,000	3,340,000	3,331,000	3,311,000
	1億円	3,743,000	3,743,000	3,726,000	3,715,000	3,726,000	3,697,000	3,697,000

※1 「共働き」は、ふるさと納税を行う方が配偶者（特別）控除の適用を受けていないケースを指します。（配偶者の給与収入が201万円超の場合）

※2 「夫婦」は、ふるさと納税を行う方の配偶者に収入がないケースを指します。

※3 「高校生」は「16歳から18歳の扶養親族」を、「大学生」は「19歳から22歳の特定扶養親族」を指します。

※4 中学生以下の子供は（控除額に影響がないため）、計算に入れる必要はありません。例えば、「夫婦子1人（小学生）」は、「夫婦」と同額になります。また、「夫婦子2人（高校生と中学生）」は、「夫婦子1人（高校生）」と同額になります。

※あくまで目安であり、正確な計算についてはお住まいの市町村にお尋ねください。

確定申告・ワンストップ特例制度について

【本来、確定申告が不要な給与所得者など】の場合には、確定申告せずに住民税の控除を受けられる「ワンストップ特例制度」を活用できます

	確定申告をする場合	本来、確定申告が不要な給与所得者などの場合(ワンストップ特例制度)
手続きの流れ	<p>①振込確認後、中央区より「寄附金受領証明書」が送られます。大切に保管ください。 ※万一紛失した場合は、中央区より再発行を受けられます。</p> <p>②「寄附金受領証明書」を添付し、2022年2月16日～3月15日までに管轄する税務署で確定申告を行ってください。</p> <p>③所得税で還付が発生した場合は、2021年の所得税から還付されます。</p> <p>④市町村では「ふるさと納税を行った翌年」の住民税から控除（減額）されます。</p>	<p>①東京都中央区にワンストップ特例申請書を提出下さい（2022年1月10日必着）。</p> <p>【ワンストップ特例申請書ダウンロードはこちら】 https://www.city.chuo.lg.jp/kurasi/zeikin/chuuo_ukubanfurusatonouzei.html</p> <p>②東京都中央区が、お住いの自治体に控除に必要な情報を送ります。 ※地方自治体間で手続きが行われますので、お住いの自治体に対しては特に手続きの必要はありません。</p> <p>【ワンストップ特例申請書郵送先】 〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 東京都中央区役所 総務課総務係</p> <p>③「ふるさと納税を行った翌年」の住民税で控除（減額）されます。</p>
対象(条件)	<ul style="list-style-type: none"> ・誰でも行う事ができる ・ふるさと納税を5団体以上に寄附した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税以外で確定申告をする必要がない ・ふるさと納税の寄附先が5団体以内